

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1		削除	<p>様式第1（第1条の2関係）</p> <p style="text-align: right;">提出物件票</p> <p style="text-align: right;">（平成 年 月 日）</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>1 提出者</p> <p style="padding-left: 2em;">識別番号</p> <p style="padding-left: 2em;">住所又は居所</p> <p style="padding-left: 2em;">氏名又は名所 _____ , 又は 識別ラベル</p> <p>2 提出物件の目録</p> <p>〔備考〕</p> <p>1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。</p> <p>2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとする。</p> <p>3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。</p> <p>4 代理人により手続を行うときは、「提出者」の欄を「代理人」とする。</p> <p>5 識別番号の通知を受けてない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>6 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>7 「氏名又は名称」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」</p>

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審判長 殿)
 (特許庁審査官 殿)

【請求人】

の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

- 8 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは「氏名又は名称」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 9 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。
- 10 「提出物件の目録」の欄には、手続に係る書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。
- 11 「(平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 12 提出物件票が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 13 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 14 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。ただし、提出する手続に係る書面については備考15による。
- 15 提出物件票は、提出する手続に係る書面の上に容易に分離することができるように例えばグリップ等を用いてとじる。

特 許
印 紙

(円)

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審査官 殿)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとする。
- 3 3（略）
- 4 4（略）
- 5 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 6 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を請求するときは、「【書類名】」を「期日変更請求書」とし、「【事件の表示】」を「【審判事件の表示】」とし、「【請求の内容】」の欄を「【変更前の期日】」、「【変更後の期日】」及び「【変更の理由】」とし、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。
- 7 7 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 1（略）
- 2（略）
- 3 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。
- 4 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、その他の場合は特許庁長官とする。

8 8 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 - _____」のように出願の番号を記載する。審判に係属中の場合には、「【事件の表示】」の次に「【審判番号】」の欄を設け、「不服 - _____」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記載する。

9 9 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「【請求人】」を「【審判請求人】」とする。

10 10 (略)

11 11 (略)

12 12 (略)

13 13 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載しその横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

14 14 (略)

15 15 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

16 16 (略)

17 17 (略)

18 18 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

5 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号 _____」のように出願の番号を記載する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

10 (略)

11 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

12 (略)

13 (略)

14 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

19 19 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「
【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする

20 20（略）

21 21（略）

22 22（略）

23 23 請求書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ
数をなるべく記入する。

24 24 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つて
はならない。

25 25（略）

26 26 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】
）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】
」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】
」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出
される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類
名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書
が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号
、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略す
るときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載
する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

（削除）

【氏名又は名称】

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

15（略）

16（略）

17（略）

18（略）

19 第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「（【
手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に
「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「
【援用の表示】」の欄を設けて、第10条第1項又は第10条の2第1項の規定に
よるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権
に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、第10条第2項
又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された
手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及び
その提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「
【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

20 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13と同様とする。

期間延長（期日変更）請求書

特許庁長官 殿
 （特許庁審判長 殿）

- 1 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 2（略）
- 3 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができなように書く。
- 4 4（略）
- 5 5 あて先は、特許異議、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 6 6 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議 - 」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効 - 」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 - 」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「特願 - 」のように延長登録出願の番号を記載する。
- 7 7（略）
- 8 8 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 9 9（略）
- 10 10 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行う

期間延長請求書

特許庁長官 殿
 （特許庁審判長 殿）
 （特許庁審査官 殿）

- 1（略）
- 2（略）
- 3 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許異議、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 4 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「平成何年異議第何号」のように特許異議の番号を、審判に係属中のもの（特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。）については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、特許出願については「平成何年特許願第何号」のように出願の番号、特許権の存続期間の延長登録の出願については「平成何年特許権存続期間延長登録願第何号」のように延長登録出願の番号を記載する。
- 5（略）
- 6（略）

ときは「氏名(名称)」の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

11 11(略)

12 12 期日の変更を申請するときは「4 請求の内容」を「4 変更前の期日」とし、次に「5 変更後の期日」及び「6 変更の理由」の欄を設け、変更前の期日、変更後の期日及び変更の理由を記載する。

13 13(略)

14 14 「(平成 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

15 15(略)

16 16(略)

(削除)

4

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【代表者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

1 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

2 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【出願番号】」には、「特願 - 」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出

7(略)

8(略)

9(略)

10(略)

11 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 殿

【代表者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の

願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/ /」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服 - 」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。

3 3 (略)

4 4 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

5 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで、22から25までと同様とする。

特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

2 (略)

3 第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

4 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13並びに様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18と同様とする。

5 1 1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議
-」、審判に係属中のものについては、「無効
-」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審
-」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願に
ついての場合には「特願
-」のように延長登録出願の番
号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何
月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願
書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

2 2 「事件との関係」の欄には、「延長登録出願人」、「特許権者」、「請求人
」、「被請求人」、「参加人」のように代表者と事件との関係を記載する。

4 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並
びに様式第4の備考3と同様とする。

6 5 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並
びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中
「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

7 3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで、
様式第5の備考1並びに様式第6の備考1から4までと同様とする。この場合
において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式
第6の備考4中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」
と読み替えるものとする。

1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「平成何年異
議第何号」、審判に係属中のもの（特許法第162条に規定する審査に係属中の
ものを除く。）については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再
審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、
その他のものについては、特許出願についての場合には、「平成何年特許願第
何号」のように特許出願の番号、特許権の存続期間の延長登録の出願につい
ての場合には「平成何年特許権存続期間延長登録願第何号」のように延長登録出
願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成
何年何月何日提出の特許願」のように（国際特許出願にあつては国際特許番号
を「PCT/ / 」のように）又は「平成何年何月何日提出
の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、若しくは「別添願書写し
のとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

2 「事件との関係」の欄には、「特許出願人」、「延長登録出願人」、「特許
権者」、「請求人」、「被請求人」、「参加人」のように代表者と事件との関
係を記載する。

4 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5か
ら7まで、9及び10並びに様式第4の備考2と同様とする。

5 5 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5
から10まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第
3の備考8中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

3 3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5
から10まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考1から4までと同様とす
る。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「代理
人」と、様式第6の備考4中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とある
のは「居所」と読み替えるものとする。

8 2 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

9 【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

6 6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする。備考9口に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

7 7 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び6から10まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

【あて先】 特許庁長官 殿

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

6 6 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。ただし、備考9口に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

7 7 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

9 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件に表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____

ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____

【届出に係る特許番号】

特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、
特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、

10 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____、又は

識別ラベル

9 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 特許出願人が届出をするときは「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件に表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特許第何号、特許第何号、
特許第何号、特許第何号、

ロ 特許出願人及び特許権者が届出をするときは、「【手続をした者】」の欄を「【手続をした者及び特許権者】」とし、「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【届出に係る事件の表示】」及び「【届出に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【届出に係る事件の表示】

平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、
平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、

【届出に係る特許番号】

特許第何号、特許第何号、
特許第何号、特許第何号、

10 第9条の3第1項又は特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載す

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

11 11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで及び16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

1 1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議 _____ - _____」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては、「無効 _____ - _____」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審 _____ - _____」のように再審の番号を、特許権に係るものについては、「特許第 _____ 号」のように特許番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については、「特願 _____ - _____」のように記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」を記載し、当該願書の写しを添付する。

7 7 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並びに様式第5の備考2及び3と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 _____ 殿
(特許庁審判長 _____ 殿)

【受任した代理人】
【識別番号】

る。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

11 11 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。

1 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「平成何年異議第何号」のように特許異議の番号を、審判に係属中のもの（特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。）については、「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、特許権に係るものについては「特許第何号」のように特許の番号を、その他のものについては、特許出願については、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願については「平成何年特許権存続期間延長登録願第何号」のように延長登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように（国際特許出願にあつては国際特許番号を「PCT / _____ / _____」のように）又は「平成何年何月何日提出の特許権存続期間延長登録願」のように記載するか、又は「別添願書写しのとおり」を記載し、当該願書の写しを添付する。

7 7 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9及び10並びに様式第5の備考2及び3と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 _____ 殿

【受任した代理人】
【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 3 「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、7、9及び10と同様とする。この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考2及び3並びに様式第10の備考1、5及び6と同様とする。この場合において、様式第10の備考5中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

備考 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第10の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

, 又は 識別ラベル

3 「【受任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

, 又は 識別ラベル

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

, 又は 識別ラベル

4 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12、17及び18、様式第4の備考1及び3並びに様式第9の備考6、9及び10と同様とする。この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、6、9及び10、様式第5の備考2及び3並びに様式第10の備考1、5及び6と同様とする。この場合において、様式第10の備考5中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5から10まで並びに様式第10の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「

とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審判長 殿)
 (特許庁審査官 殿)

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【補正により増加する請求項の数】)

- 1 1 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

特許
印紙

(円)

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審査官 殿)

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【補正により増加する請求項の数】

- 1 1 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】 _____

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 2 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「氏名又は名称」（法人にあつては「代表者」）の横にはるものとする。ただし、備考16に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

3 3 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考4、5及び13の場合を除く。）。
イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記載する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」、「審判請求書」、「国内書面」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明者」、「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、「段落番号」、「図」、「符号の説明」、「全文」、「全図」、「手続補正」、「誤訳訂正」、「請求の理由」、「訂正の理由」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記載する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「

【氏名又は名称】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

識別ラベル

2 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。ただし、備考15に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

3 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考3、4及び11の場合を除く。）。
イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記載する。

イ 「【補正対象書類名】」は、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「期間延長請求書」、「代表者選定届」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「翻訳文提出書」、「出願審査請求書」のように補正する書類名を記載する。また、書類名のみでは補正する書類を特定できないときは「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「平成何年何月何日」のように記載する。

ロ 「【補正対象項目名】」は、「発明者」、「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「承継人代理人」、「譲渡人代理人」、「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、「段落番号」、「図」、「符号の説明」、「全文」、「全図」、「手続補正」、「誤訳訂正」、「訂正の理由等」のように補正をする単位名を記載する。

ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載する。ただし、願書を補正する場合において、新たに発明者を加えるとき又は発明者のうちの一部の者を削るときは「変更」と記載する。

ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「

【」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【発明者】」、「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【提出者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人代理人】」若しくは「【審判請求人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」、「【先の出願に基づく優先権主張】」、「【最初の出願の表示】」若しくは「【先の出願の表示】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、願書、明細書、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

- 5 5 特例法施行令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記録し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」、「審判請求人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。

- 9 9 「(【補正により増加する請求項の数】)」の欄は、補正により請求項が増加した場合のみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。

10 10 (略)

11 11 (略)

- 12 12 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはり、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。この場合において

【」、後ろに「】」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【発明者】」、「【特許出願人】」、「【請求人】」、「【代表者】」、「【補正をする者】」、「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【手続をした者】」、「【提出者】」、「【代理人】」、「【承継人代理人】」若しくは「【譲渡人代理人】」又は「【パリ条約による優先権等の主張】」、「【先の出願に基づく優先権主張】」、「【最初の出願の表示】」若しくは「【先の出願の表示】」の欄を補正するときは、補正後の当該欄に係る者又は事項のすべてを記載し、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、願書、明細書、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。

- 5 5 特例法施行令第2条第4項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出をしていない手続又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記載し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「代表者」、「補正をする者」、「承継人」、「譲渡人」、「代理人」のように手続を行つた者を記載し、「【補正方法】」には「追加」と記載し、「【補正の内容】」の欄には「【その他】」の欄を設けて当該手続を行つた旨を記載する。

9 (略)

10 (略)

- 11 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合において、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

、手数料の補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 13 13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考12及び14に該当するときを除く。）において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「予納台帳番号」の欄は設けるには及ばず、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 14 14 「（【手数料の表示】）」の欄は、備考12の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【納付方法】）」には「予納」と記載し、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

15 15（略）

- 16 16 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【

- 12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考11及び13に該当するときを除く。）において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」のように書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付したときは、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には、納付すべき不足手数料の額を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「予納台帳番号」の欄は設けるには及ばず、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。

- 13 「（【手数料の表示】）」の欄は、備考11の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【納付方法】）」には「予納」と記載し、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。

14（略）

- 15 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【

別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____、

17 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面とするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「補正をする者及び申請人）」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る商標登録番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____、

【表示更正登録申請に係る特許番号】

特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、
特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、

ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は

別紙】」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、
平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、

16 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面とするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「補正をする者及び申請人）」とする。

ロ 「【事件の表示】」の欄には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【手続の補正に係る事件の表示】」及び「【表示更正登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

【手続の補正に係る事件の表示】

平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、
平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、

【表示更正登録申請に係る特許番号】

特許第何号、特許第何号、
特許第何号、特許第何号、

ハ 「【手続補正1】」の欄の次に「【更正に係る表示】」及び「【登録の目的】」の欄を設け、「【更正に係る表示】」の欄には「【更正前の表示】」及び「【更正後の表示】」の欄を設けて、更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載し、「【登録の目的】」の欄には、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「【登録の目的】」の欄の次に「【非課税である旨の申出】」の欄を設け、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は

「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

ホ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

18 18 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から18まで、20及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。

2 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」のように補正する書類名を記載する。

3 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正する個所を記載する。

4 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

(削除)

「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

ホ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

17 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、4、6から10まで、12から15まで及び17から19まで並びに様式第4の備考1と同様とする。

2 「補正対象書類名」の欄には、「特許願」、「明細書」、「図面」、「要約書」、「特許出願人名義変更届」のように補正する書類名を記載する。

3 「補正対象項目名」の欄には、「発明者」、「特許出願人」、「発明の名称」、「第 図」、「承継人」のように補正する個所を記載する。

4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が発明者又は特許出願人、延長登録出願人、代表者、代理人若しくは特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

5 願書、明細書又は図面の全文を補正するときは、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、補正した願書、明細書（補正により特許請求の範囲の記載を変更した個所があるときは、その個所に下線を引くこと。）又は図面を別紙として添付しなければならない。特許請求の範囲を補正するとき（明

(削除)

5 5 (略)

6 6 (略)

7 7 (略)

8 8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

2 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」のように書類名を記載する。

3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「補正命令の日付」と読み替えるものとする。

細書の全文を補正するときを除く。)は、「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、その補正後の特許請求の範囲の全文を記載した書面(補正により変更した個所に下線を引くこと。)を別紙として添付しなければならない。

6 特許法第17条の2第1項第3号の規定により補正をするときは表題を「手続補正書(特許法第17条の2第1項第3号の規定による補正)」とする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、3及び5から10まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

特許庁長官 殿

2 「補正に係る書類名」の欄には、「願書」、「特許異議申立書」のように書類名を表示する。

3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5から10まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「補正命令の日付」と読み替えるものとする。

特 許
印 紙

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)
(特許庁審査官 殿)

【特許出願人】

【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 1 1 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
2 2 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

- 3 3 (略)
4 4 (略)
5 5 (略)
6 6 (略)

(円)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【特許出願人】

【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

- 1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【特許出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

- 2 (略)
3 (略)
4 (略)
5 (略)

- 7 7 (略)
- 8 8 (略)
- 9 9 (略)
- 10 10 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から20まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考6、7及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

削除

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、4、6から10まで、12から15まで及び17から19まで、様式第4の備考1並びに様式第13の備考6、7及び9と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】」及び「【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

様式第15の3 (第11条の2関係)

特許 印紙

誤 訳 訂 正 書

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

(特許庁審判長 殿)

(特許庁審査官 殿)

1 事件の表示

2 特許出願人

住所(居所)

氏名(名称)

3 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

4 拒絶理由通知の日付

5 訂正により増加する請求項の数

6 訂正の対象

7 訂正の内容

8 訂正の理由等

9 添付書類の目録

(1) 訂正の理由の説明に必要な資料 1

[備考]

- 1 「事件の表示」の欄には、審判に係属中のもの（特許法第162条に規定する審査に係属中のものを除く。）については「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「平成何年再審第何号」のように再審の番号を、その他のものについては、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。ただし、国際特許出願であつて、出願の番号が通知されていないときは、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該国際特許出願の願書の写しを添付する。
- 2 特許印紙をはるときは、その下に手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の双方を一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 3 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 訂正の理由等」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。
- 4 「訂正の対象」の欄には、「明細書の特許請求の範囲の欄」のように補正をする書類名と補正をする個所を記載する。
- 5 「訂正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載する。また、明細書又は図面の全文を補正するときは、「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記

【あて先】 特許庁長官 殿
 (特許庁審判長 殿)

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

載し、補正した明細書（補正により特許請求の範囲の記載を変更した個所があるときは、その個所に下線を引くこと。）又は図面を別紙として添付しなければならない。特許請求の範囲を補正するとき（明細書の全文を補正するときを除く。）は、「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、その補正後の特許請求の範囲の全文を記載した書面（補正により変更した個所に下線を引くこと。）を別紙として添付しなければならない。

6 「訂正の理由等」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書又は外国語図面（外国語特許出願にあつては、国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面）の記載事項とその記載個所、補正前の明細書又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後の明細書又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由（以下この様式において「訂正理由等」という。）を具体的に記載する。また、複数の補正事項があるときは、それらに対応する訂正理由等を「（訂正の理由1）」、「（訂正の理由2）」のようにそれぞれ見出しを付して記載する。

7 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、その資料により説明をする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「（訂正の理由1の説明に必要な資料）」、「（訂正の理由2の説明に必要な資料）」のように記載する。

8 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、3、5から7まで、9及び10並びに様式第5の備考3と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 殿

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

- 1 「弁明に係る書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」のように弁明をする書類名を記載する。

- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、5から11まで及び14から16まで並びに様式第5の備考3と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審判長 殿)

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 1 「【弁明をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【弁明をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 2 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、5から10まで、12から15まで、17及び18、様式第4の備考3並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。

- 1 「弁明に係る書類名」の欄には、「願書」、「特許出願人名義変更届」、「期間延長請求書」のように弁明をする書類名を記載する。

- 2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、4から7まで、9及び10並びに様式第5の備考3と同様とする。

【あて先】 特許庁長官 殿

【受継申立人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

1 1 中断した第126条第1項の審判の手續に關して受継の申立てをするときは、「被受継申立人」の欄は設けるには及ばない。

3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで並びに様式第10の備考6と同様とする。

【承継人】

【受継申立人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

3 3 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から15まで、17及び18並びに様式第4の備考1及び3と同様とする。

1 1 中断した国際特許出願等の審査又は特許法第121条第1項若しくは第126条第1項の審判の手續に關して受継の申立てをするときは、「被受継申立人」の欄は設けるには及ばない。

3 3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、6、8及び9、様式第5の備考1及び3並びに様式第10の備考6と同様とする。

特 許
印 紙

(円)

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 6 6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。ただし、備考18に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

識別ラベル

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。
- 6 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。ただし、備考18に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。

略することはできない。

- 13 13 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

- 13 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

(【国籍】)

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

(【国籍】)

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に於ける事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____、

- 18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面とするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願 _____、特願 _____、
特願 _____、特願 _____、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、
特許第 _____ 号、特許第 _____ 号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に於ける事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、
平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、

- 18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面とするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、
平成何年特許願第何号、平成何年特許願第何号、

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第何号、特許第何号、
特許第何号、特許第何号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

ヘ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

20 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、14、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考10と同様とする。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

ヘ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

20 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、6、8、12、13、17及び18、様式第4の備考1及び3並びに様式第9の備考10と同様とする。

削除

様式第19（第12条関係）

特許 印紙

特許出願人名義変更届

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 承継人

住所(居所)

氏名(名称)

(国籍)

3 承継人代理人

住所(居所)

氏名(名称)

4 譲渡人

住所(居所)

氏名(名称)

5 譲渡人代理人

住所(居所)

氏名(名称)

6 添付書類の目録

(1) 権利の承継を証明する書面 1通

(2) (通)

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「表題」を「特許出願人名義変更届(一般承継)」とする。この場合において、「譲渡人」及び「譲渡人代理人」の欄は設けるには及ばない。

- 2 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 3 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。
- 4 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面に譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したときに限る。)は、承継人の印(承継人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄及び印)及び「承継人代理人」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき(備考6に該当するものを除く。)は、「譲渡人」及び「譲渡人代理人」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考6に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。
- 5 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出を一の書面とするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該届出に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 6 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面とするときは、次の要領で記載する。
 - イ 表題を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする(二に該当するものを除く。)
 - ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、その次に「特許出願人名義変更届に係る事件の表示」及び「移転登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - ハ 「2 承継人」、「3 承継人代理人」、「4 譲渡人」及び「5 譲渡人代理人」の各欄をそれぞれ「3 承継人及び申請人(登録権利者)」、「4 承継人及び申請人(登録権利者)代理人」、「5 譲渡人及び申請人(

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、22、24から26まで、様式第4の備考2並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

登録義務者）」及び「6 譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人」とし、「1 事件の表示」の欄の次に「2 登録の目的」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する（二に該当するときを除く。）。

二 相続その他一般承継による届出及び申請をするときは、表題を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「2 承継人」及び「3 承継人代理人」の各欄をそれぞれ「4 承継人及び申請人」及び「5 承継人及び申請人代理人」とし、「1 事件の表示」の欄の次に「2 被承継人の表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「被承継人の表示」の欄には、「住所（居所）」及び「氏名（名称）」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、「登録の目的」の欄には、「本特許権の移転」のように記載する。この場合において、「譲渡人」及び「譲渡人代理人」の欄は設けるには及ばない。

ホ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ハ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1、3、8、及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9及び10、様式第5の備考1、様式第10の備考6並びに様式第18の備考2及び19と同様とする。なお、この場合において、様式第18の備考2中「備考17及び18」とあるのは「備考5及び6」と読み替えるものとする。

6 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、5から8まで、10、12、14及び17から19まで並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「【手数料の表示】」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。

様式第21（第13条の2関係）刊行物等提出書（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示2 提出者住所（居所）氏名（名称） _____3 代理人住所（居所）氏名（名称） _____4 提出する刊行物等5 提出の理由〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号及び出願公開の番号を記載する。ただし、日本語特許出願にあつては、出願の番号を知ることができないときは、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載する。
- 2 第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「住所（居所）」又は「氏名（名称）」の欄に「省略」と記載する。
- 3 「提出の理由」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の2第1項各号の一に該当するものであるとする理由を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11並びに様式第3の備考1、5、6及び8から10までと同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「提出の理由」と読み替えるものとする。

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 1 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、7、8、10から14まで、16から20まで及び22から26まで並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。

(削除)

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

- 1 1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

- 4 4 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13並びに様式第2の備考1、2、4から10まで、12から14まで及び17から19までと同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。

1 第27条の5第2項及び第3項（実用新案法施行規則第23条第4項において準

用する場合を含む。)の規定によりフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「4 提出する物件」の欄に次のように記載する。

- 4 提出する物件
- 1 配列表に関するコードデータを記録したフレキシブルディスク 1枚
 - 2 陳述書 1通
 - 3 フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面 1通

ロ 「陳述書」は、次の文例により作成する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考1に従って記載する。

(文例)

陳 述 書

特許庁長官 殿

本書に添付したフレキシブルディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

事件の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

ハ 「フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、「出願人氏名(名称)」、「代理人氏名(名称)」、「事件の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先(電話番号及び担当者の氏名)」の項目を設けて記載することにより作成する。

ニ 「6 返還の申出」の欄は設けない。

2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11並びに様式第3の備考1及び3から10までと同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

備考 様式第3の備考1から3まで、6から11まで、13から16までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

	<p><u>3 代理人</u> <u>住所（居所）</u> <u>氏名（名称）</u></p> <p><u>4（略）</u> <u>5（略）</u> <u>6（略）</u> <u>7（略）</u></p>	<p><u>3（略）</u> <u>4（略）</u> <u>5（略）</u> <u>6（略）</u></p>
1	<p><u>1 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載する。</u></p>	
2	<p><u>2 様式第3の備考1から3、7、9及び14から16までと同様とする。</u></p>	<p><u>様式第1の備考1、3及び11並びに様式第3の備考1、6、9及び10と同様とする。</u></p>
	<p><u>3 代理人</u> <u>住所（居所）</u> <u>氏名（名称）</u></p> <p><u>4（略）</u> <u>5（略）</u> <u>6（略）</u> <u>7（略）</u> <u>8（略）</u> <u>9（略）</u> <u>10（略）</u> <u>11（略）</u></p>	<p><u>3（略）</u> <u>4（略）</u> <u>5（略）</u> <u>6（略）</u> <u>7（略）</u> <u>8（略）</u> <u>9（略）</u> <u>10（略）</u></p>
1	<p><u>1 「（国籍）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が「住所（居所）」の欄に記載した国と同一であるときは「（国籍）」の欄は設けるには及ばない。</u></p>	
2	<p><u>2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7、9及び14から16まで並びに様式第24の備考1と同様とする。</u></p>	<p><u>様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5、6、9及び10並びに様式第19の備考3と同様とする。</u></p>

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】(【国籍】)【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 5 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当

特 許
印 紙

(_____ 円)

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】(【国籍】), 又は

識別ラベル

【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】, 又は

識別ラベル

- 5 5 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。
- 11 11 「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

該法人の法的性質を記載する。

12 12 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】）」の横にはるものとする

21 21 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第2項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】）の次に「【代表出願人】）」と記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

12 印を押すときは、識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。

21 「【発明者】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第27条第1項の規定により特許出願人の権利について持分を記載するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、特許出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される特許出願人を第一番目の「【特許出願人】」の欄に記載し、「【特許出願人】」（特許出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】）の次に「【代表出願人】）」と記載する。

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

（【国籍】）

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

22 22 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

23 (略)

24 24 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第23条第5項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る特許出願(平成何年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの)」のように記載する。これらの場合において、備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

25 25 第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の規定する別段の定又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は

識別ラベル

22 (略)

23 23 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する(備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)

24 24 第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の規定する別段の定又は民法(明治29年法律第89号)第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記

載する（備考11又は備考24若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

26 26（略）

27 27（略）

28 28 第27条の4第1項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考27に該当する場合であつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

29 29（略）

30 30（略）

31 31（略）

32 32（略）

33 33（略）

34 34 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。

載する（備考11又は備考23若しくはその双方により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

25（略）

26（略）

27 第27条の4第1項の規定により、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考26に該当する場合であつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

28（略）

29（略）

30（略）

31（略）

32（略）

33 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。

」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考36において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

35 35（略）

36 36 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。

（削除）

」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考35において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

34（略）

35 35 第10条又は第10条の2の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を、第10条第2項又は第10条の2第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載する。

36 36 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

特許
印紙

(円)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

特許
印紙

(円)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

1 1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 _____ - _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

(削除)

2 2 (略)

【特許出願人】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

1 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。

2 第31条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

3 (略)

特 許
印 紙

(_____ 円)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 2 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願 - _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「意願 - _____」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。
- 3 3 第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

- 2 「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年実用新案登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には、「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願番号】」には「平成何年意匠登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、特許法第46条第2項の規定による出願の変更をするときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載する。
- 3 第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願 _____」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2同様とする。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【物件名】

【援用の表示】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____, 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____, 又は 識別ラベル

- 1 1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「平成何年特許願第何号 _____」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
- 3 3 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18、様式第4の備考3並びに様式第15の2の備考1と同様とする。

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____, 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

備考 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考7、様式第16の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

削除

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18、様式第4の備考1及び3、様式第9の備考7並びに様式第16の備考2と同様とする。

様式第33（第27条の2関係）

受 託 番 号 変 更 届

（平成 年 月 日）

特許庁長官 _____ 殿

- 1 事件の表示
- 2 手続をした者
住所（居所）
氏名（名称） _____ ,
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） _____ ,
- 4 旧寄託機関の名称
- 5 旧受託番号
- 6 新寄託機関の名称
- 7 新受託番号
- 8 添付書類の目録
（1）新受託番号を証明する書面 _____ 1通
（2）（ _____ 通）

〔備考〕

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9

34

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

備考 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

35

削除

及び10、様式第5の備考1及び3並びに様式第10の備考6と同様とする。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18、様式第4の備考1及び3並びに様式第20の備考2と同様とする。

様式第35（第27条の3の2関係）

新規性の喪失の例外証明書提出書

（平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日）

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示

2 提出者

住所（居所）

氏名（名称） _____

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称） _____

4 添付書類の目録

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】(【最初の出願の表示】)(【国名】)(【出願日】)(【出願番号】)

- 1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項、第43条の2第1項若しくは第2項の規定又は1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名(国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。)、出願の年月日及び出願の番号を記載する。ただし、特許法第43条第1項(特許法第43条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する書面を提出したとき又は第27条の4第2項の規定により当該願書に、国の国名、出願の年

- (1) 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 1通
(2) () 通)

【備考】

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9及び10並びに様式第5の備考1及び3と同様とする。

【提出者】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル【最初の出願の表示】【国名】【出願日】【出願番号】

- 1 「【最初の出願の表示】」の欄の「【国名】」、「【出願日】」及び「【出願番号】」には、特許法第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載する。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【最初の出願の表示】【国名】

月日及び出願の番号を記載したときは、欄を設けるには及ばない。2以上の優先権の主張を伴う特許出願の場合であつて、同時に2以上の優先権証明書を提出するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【最初の出願の表示】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【最初の出願の表示】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2から4まで並びに様式第22の備考1と同様とする。

37

削除

【出願日】

【出願番号】

【最初の出願の表示】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

2 2 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで、17及び18、様式第4の備考1及び3並びに様式第20の備考2と同様とする。

様式第37（第27条の3の3関係）

優先権証明書提出書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 提出者

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 最初の出願の表示

国名

出願日

出願番号

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【特許出願人】【識別番号】

5 添付書類の目録

(1) 優先権証明書 1通

(2) () 通)

〔備考〕

- 1 「最初の出願の表示」の欄の「国名」、「出願日」及び「出願番号」には、特許法第43条第1項又は第43条の2第1項若しくは第2項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名、出願の年月日及び出願の番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9及び10並びに様式第5の備考1及び3と同様とする。

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル

- 1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は 識別ラベル【特許出願人】【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

削除

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

又は 識別ラベル

- 3 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで及び17から19まで並びに様式第4の備考1と同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

様式第39（第28条の2関係）

出願放棄書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 特許出願人

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

〔備考〕

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5から10まで、様式第5の備考1並びに様式第10の備考6と同様とする。この場合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式第10の備考6中「添付書類の目録」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

備考 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

削除

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

識別ラベル

様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで及び17から19まで、様式第4の備考1並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。

様式第41（第28条の3関係）

出願取下書

（平成 年 月 日）

特許庁長官 殿

1 事件の表示

2 特許出願人

住所（居所）

氏名（名称）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

〔備考〕

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、4から7まで、9及び10並びに様式第5の備考3並びに様式第10の備考6と同様とする。

【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】

- 2 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。

削除【特許出願人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

- 2 2 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から10まで、12から14まで及び17から19まで、様式第4の備考1並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考19中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。

様式第43（第28条の4関係）先の出願に基づく優先権主張取下書

_____ (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

特許庁長官 _____ 殿

1 事件の表示2 特許出願人住所（居所）氏名（名称） _____ ,3 代理人住所（居所）氏名（名称） _____ ,4 先の出願の表示

【請求人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】出願番号出願日〔備考〕

- 1 「先の出願の表示」の欄の「出願番号」（先の出願が国際特許出願又は国際
実用新案登録出願にあつては、「出願番号」を「国際出願番号」とする。）及
び「出願日」には、優先権主張の基礎とした先の出願の番号（先の出願が国際
特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を
記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1及び5
から10まで、様式第5の備考1並びに様式第10の備考6と同様とする。この場
合において、様式第3の備考8中「請求の内容」とあるのは「先の出願の表示
」と、様式第10の備考6中「添付書類の目録」とあるのは「先の出願の表示」
と読み替えるものとする。

特 許 印 紙

(円)

【請求人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

【代理人】【識別番号】【住所又は居所】【氏名又は名称】 , 又は

識別ラベル

1 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

4 4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1 / 2軽減」のように記載する。特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。これらの場合において、備考3により「【その他】」に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。ただし、特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

, 又は

識別ラベル

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

, 又は

識別ラベル

5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出題であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法33条の規定による審査請求料の1 / 2軽減」のように記載する。これらの場合において、備考3により「【その他】」に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。

- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4、様式第18の備考10並びに様式第38の備考2と同様とする。

削除

- 6 その他は、様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、6から8まで、10、12から14まで及び16から18まで、様式第4の備考3、様式第18の備考9、様式第31の5の備考1並びに様式第38の備考2と同様とする。

様式第45（第31条の2関係）

特許
印紙

出願審査請求書

（平成 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

1 特許出願の表示

2 請求項の数

3 請求人

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍）

4 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

5 添付書類の目録

〔備考〕

1 「特許出願の表示」の欄には、「平成何年特許願第何号」のようにその特許出願の番号を記載し、特許出願の番号が通知されていないときに請求するときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように（国際特許出願にあつては国際出願番号を「PCT / / 」のように）記載するか、又は「別添願書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。

2 請求人が特許出願人以外のものであるときは、表題は、「出願審査請求書（他人）」と記載する。

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

削除

3 「氏名(名称)」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「4 代理人」の欄の次に「5 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

5 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1及び5から10まで、様式第5の備考1及び3、様式第10の備考6、様式第19の備考3並びに様式第44の備考1と同様とする。

4 その他は、様式第1の備考1、2、12及び13、様式第2の備考1、2、5から8まで、10、12、14、17及び18、様式第4の備考3並びに様式第20の備考1、2及び5と同様とする。

様式第47(第31条の3関係)

優先審査に関する事情説明書

平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許出願の表示

2 提出者

住所(居所)

氏名(名称)

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 実施の状況等

(1) 実施の状況

(2) 実施等による影響

(3) 折衝の経過

5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「事件の表示」の欄には、「平成何年特許願第何号のように特許出願の番号を記載する。

2 「実施の状況等」の欄には、「（１）実施の状況」、「（２）実施等による影響」及び「（３）折衝の経過」の項目を設けて、次の要領で記載する。

イ 「（１）実施の状況」には、実施者の住所、氏名及び電話番号、実施者が特許出願人と取引関係、人的・資本的關係等を有するときはその関係、実施に係る物又は方法、実施の場所、実施の時期、生産・使用・販売等実施の方法及びその数量又は金額その他実施の状況を明らかにする事項を具体的に記載する。

ロ 「（２）実施等による影響」には、提出者が、特許出願人であるときは実施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等により受けている影響を具体的に記載する。

ハ 「（３）折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出願人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記載する。

3 次に掲げる書類及び物件を優先審査に関する事情説明書に添付する。

イ 警告状の写し

ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した書面

ハ 「（１）実施の状況」に記載した事項の根拠となる書類又は物件

ニ 提出者が特許出願人でないものであるときは、その特許出願に係る発明が特許要件を欠くものであるとする理由を記載した書面及びその根拠となる刊行物その他の書類

【あて先】 特許庁審査官 殿
 (特許庁審判長 殿)

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 1 1 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字（意見の内容に使用する場合を除く。）並びに「【」、【】」、「」及び「」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 2 2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 3 3 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 4 4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考3及び4、様式第13の備考9並びに様式第15の2の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

- 4 4 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、5、6、9及び10、様式第5の備考3、様式第19の備考3並びに様式第21の備考4と同様とする。

【あて先】 特許庁審査官 殿

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】 _____ , 又は 識別ラベル

- 様式第1の備考1、2、9、12及び13、様式第2の備考1、2、5から10まで、12から15まで、17及び18、様式第4の備考3、様式第13の備考9並びに様式第38の備考1と同様とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。

削除削除様式第49（第32条関係）

意 見 書

平成 年 月 日

特許庁審査官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 特許出願人（請求人）
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 拒絶理由通知の日付
- 5 理由
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、4から7まで、9及び10並びに様式第5の備考3と同様とする。

様式第51削除

様式第51（第38条の2関係）

- 4 4 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文については、次の要領で記載する。
- イ 技術用語は、学術用語を用いる。
- ロ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- ハ 「発明の名称」には、願書に記載されたもの（国際調査機関が発明の名称を決定したときは、国際調査機関が決定したもの）を翻訳して記載する。
- ニ 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 8 8 その他は、様式第3の備考1と同様とする。

様式第52（第38条の2関係）

- 4 4 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文については、次の要領で記載する。
- イ 技術用語は、学術用語を用いる。
- ロ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- ハ 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 8 8 その他は、様式第1の備考1と同様とする。

- 2 2 「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「 法の規定による法人」、外国法人にあつては「 国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 3 3 「延長を求める期間」の欄には、5年以下の期間を「何年何月何日」のように記載する
- 4 4（略）
- 5 5（略）
- 6 6（略）
- 7 7 特許法第67条の2の2第1項の規定による書面を提出しているときは、「7 特許法第67条の2の2第1項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。
- 8 8 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第53の備考4と同様とする。

- 2 「延長を求める期間」の欄には、2年以上5年以下の期間を「何年何月何日」のように記載する
- 3（略）
- 4（略）
- 5（略）
- 6 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考2及び3並びに様式第53の備考4と同様とする。

- 1 1 「判定請求事件の表示」の欄には、「特許第 号判定請求事件」のように記載する。
- 3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第56の備考2と同様とする。

- 1 「判定請求事件の表示」の欄には、「第何号特許判定請求事件」のように記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第19の備考2及び3と同様とする。

58

- 3 3 「請求の趣旨」の欄には、「特許第_____号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。
- 4 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第56の備考2並びに様式第57の備考2と同様とする。

59

- 2 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第56の備考2、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。

60

- 2 2 「請求の趣旨」の欄には、「特許第_____号に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。
- 3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考3、様式第25の備考1、様式第56の備考2並びに様式第57の備考2と同様とする。

61

- 2 2 「事件の表示」の欄には、「特許第_____号裁定請求事件」、「特許第_____号裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

- 3 「請求の趣旨」の欄には、「第何号特許に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考2及び3並びに様式第57の備考2と同様とする。

- 2 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考2及び3、様式第57の備考2並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。

- 2 「請求の趣旨」の欄には、「第何号特許に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第19の備考2及び3並びに様式第57の備考2と同様とする。

- 2 「事件の表示」の欄には、「第何号特許裁定請求事件」、「第何号特許裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11並びに様式第3の備考1、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものと

6102

- 2 2 特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「証拠 - 関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 3 3 「氏名(名称)」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「法の規定による法人」、外国法人にあつては「国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 4 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第57の備考2と同様とする。

意 見 書

- 1 1 「異議番号」の欄には、「異議 -」のように特許異議の番号を記載する。
 - 2 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。
- 6104
- 2 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第61の3

する。

- 2 特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「平成何年証拠保全申立第何号関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考3、様式第45の備考3並びに様式第57の備考2と同様とする。

特 許 異 議 意 見 書

- 1 「異議番号」の欄には、「平成何年異議第何号」のように特許異議の番号を記載する。
 - 2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。
- 2 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第19の備考3、様式第57の

の備考1と同様とする。

備考2並びに様式第61の3の備考1と同様とする。

62

3 請求人

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(国籍)

3 請求人

(識別番号)

住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名(名称)

(国籍)

4 代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

1 1 特許法第125 条の 2 第 1 項の審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。

2 2 特許法第126 条第 1 項の審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。

3 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第 _____ 号無効審判事件」、「特許第 _____ 号特許存続期間延長登録無効審判事件」、「特許第 _____ 号訂正審判事件」のように記載する。

（削除）

7 7 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠 _____ - _____ 関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

8 8（略）

9 9 その他は、様式第 3 の備考 1 から 4 まで、7、9 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考 3、様式第 10 の備考 6、様式第 25 の備考 1、様式第 57 の備考 2 並びに様式第 61 の 2 の備考 3 と同様とする。

（削除）

備考 様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考

4 代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

1 特許法第121 条第 1 項の審判（特許権の存続期間の延長登録の出願についての拒絶査定に係るものに限る。）及び同法第125 条の 2 第 1 項の審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。

2 特許法第121 条第 1 項の審判及び同法第126 条第 1 項の審判を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。

3 「審判事件の表示」の欄には、「平成何年特許願第何号拒絶査定に対する審判事件」、「第何号特許無効審判事件」、「第何号特許存続期間延長登録無効審判事件」、「第何号特許訂正審判事件」のように記載する。

7 「（識別番号）」は、特許法第121 第 1 項の審判（特許出願についてするものに限る。）を請求する場合に限る。ただし、識別番号の通知を受けていない者については「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

8 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「平成何年証拠保全申立第何号関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

9（略）

10 その他は、様式第 1 の備考 1、3、6、8 及び 11、様式第 3 の備考 1、2、6、7、9 及び 10、様式第 5 の備考 3、様式第 10 の備考 6、様式第 19 の備考 3、様式第 45 の備考 3 並びに様式第 57 の備考 2 と同様とする。この場合において、様式第 1 の備考 6 中「住所又は居所」とあるのは「住所（居所）」と読み替えるものとする。

1 用紙の右縁上方約 2 cm を青色に塗る。

2 その他は、様式第 1 の備考 1、3、7、8 及び 11、様式第 3 の備考 1、5 か

考3、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人代理人」と読み替えるものとする。

- 1 1 「事件の表示」の欄には、「無効 - 」のように、特許法第123条第1項の審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第 - 号無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。
- 3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1並びに様式第57の備考2と同様とする。

除斥（忌避）申立書

- 1 1 「審判事件の表示」の欄には、「無効 - における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 2 「申立の趣旨」の欄には、「無効 - 事件における審判官（審判書記官）は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効 - 事件における審判官（審判書記官）に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 4 4 「（識別番号）」は、特許法第121条第1項の審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
- 5 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第57の備考2並びに様式第62の備考6と同様とする。

ら7まで9及び10、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第62の備考5と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人代理人」と読み替えるものとする。

- 1 「事件の表示」の欄には、「平成何年審判事件第何号」のように、特許法第123条第1項の審判の番号を記載し、その下に括弧をして「第何号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1、3、7、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考3並びに様式第57の備考2と同様とする。

審判官除斥（忌避）申立書

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「平成何年審判第何号における審判官除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 「申立の趣旨」の欄には、「平成何年審判第何号事件における審判官は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「平成何年審判第何号事件における審判官に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 4 「（識別番号）」は、特許法第121条第1項の審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、様式第1の備考1、3、6から8まで及び11、様式第3の備考1、6、7、9及び10、様式第57の備考2並びに様式第62の備考6と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「住所又は居所」とあるのは「住所（居所）」と読み替えるものとする。

3 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3と同様とする。

3 3 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、2、5から7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第19の備考3、様式第45の備考3並びに様式第57の備考2と同様とする。

様式第66（第64条関係）

- 1 1 「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「特許第 _____ 号
に関する証拠保全申立事件」、審判請求後にあつては「無効 _____
_____ に関する証拠保全申立事件」のように記載する。
- 5 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、
様式第5の備考3、様式第25の備考1、様式第57の備考2並びに様式第61の2
の備考3と同様とする。

様式第66（第50条の2関係）

- 1 「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「第何号特許に関する証拠
保全申立事件」、審判請求後にあつては「平成何年審判第何号事件に関する証
拠保全申立事件」のように記載する。
- 5 その他は、様式第1の備考1、3、8及び11、様式第3の備考1、3、5か
ら7まで、9及び10、様式第5の備考3、様式第19の備考3、様式第45の備考
3並びに様式第57の備考2と同様とする。

様式第66の2（第50条の12関係）営業秘密に関する申出書

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

特許庁審査官 _____ 殿

- 1 審判の番号
- 2 申出人
住所（居所）
氏名（名称） _____
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称） _____
- 4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「平成第何年審判第何号」のように審判の番号を
記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1 審判の番
号」を「1 審判事件の表示」とし、「第何号無効審判事件」のように記載す

67

特許第 _____ 号 特願 _____ - _____

68

特許第 _____ 号 特願 _____ - _____

69

1 1 「【出願番号】」の欄には、「特願 _____ - _____」のように特許出願の番号を記載する。

6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで及び22から25まで並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と読み替えるものとする。

70

4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、8、10から14まで及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、4及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者

る。

2 「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された個所を記載する。この場合において、書類名には、「平成何年何月何日付きけ審判請求書に添付された甲第何号証」のように審判事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7及び8並びに様式第3の備考1、5から7まで、9及び10と同様とする。

特許第 _____ 号 平成（昭和） _____ 年特許願第 _____ 号

特許第 _____ 号 平成（昭和） _____ 年特許願第 _____ 号

1 「【出願番号】」の欄には、「平成何年特許願第何号」のように特許出願の番号を記載する。

6 6 その他は、様式第1の備考1、2及び13、様式第2の備考1、2、6から8まで、10及び17並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と読み替えるものとする。

4 4 その他は、様式第1の備考1、2及び13、様式第2の備考1、2、6から8まで、10及び17、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるの

】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考4中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。

は「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考2中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第3項ただし書」とあるのは「特許法第107条第3項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。